

関係法規等を素材とする

技術科教育の本性的認識

——技術・職業・産業教育論ノート——

(その3)

岡 出 賢 一

Cognition on The Original Nature of 'Industrial Arts'- Education in Japanese Junior High School—Part 3

Yoshikazu OKADA

Received May 1, 1978

まえがき

1. 学校教育法, 同施行規則による本性的認識
2. 産業教育振興法, 同施行令による本性的認識
3. 文部省設置法, 文部省組織令による本性的認識
4. 技術・家庭科学学習指導要領による本性的認識

むすび

まえがき

およそ教科教育の研究は、その教科が教育課程のなかでいかなる性格領域の教育を担当するかについての確認、すなわち教科の本性的認識と、教科内容の核を形成する根本存在についての究明理解、すなわち教科の本質的理解の確立とを基盤として展開されねばならない。本稿は、設置当時の時流狂瀾のなかで、慎重な検討と多面的にして徹底した究明を経ないまま、倉皇のうちに開設された中学校教育課程の必修教科技術・家庭科（男子向き）（通常、技術科と称される。）の本性的認識を、関係法規々定およびこの教科の学習指導要領の教科目標を中心とした公式資料における関係分析を通して、獲得しようとした一考察である。

昭和33年に中学校教育課程の必修教科「技術・家庭科」の学習指導要領が公布されて20年の歳月が流れた。それは同時に、おなじく必修教科であった「職業・家庭科」のうち、「職業」科の名称が消滅することが決定されて20年を経過したことをも意味する。そしてこの期間に、わが国の社会はいくつかの大きな変動を経験した。とりわけ経済社会の変動——それは現代の複雑多様な社会領域に決定的な影響作用をあたえる——としては、昭和30年代から40年代末にかけての高度経済成長の実現、そして昭和48年暮に表面化したオイル・ショックを契機とした経済不況は昭和53年現在にもなお継続している。この間に、バラ色の経済成長、それは実質的には「工業化」

といわれる第2次産業部門の拡大と構造的高度化による国民所得の急速な増大であったが、それはまた反面に灰色の公害成長をも実現させた。そして現在、多くの構造不況業種として喘ぐ企業、100万人を超える失業と国際収支の過大黒字を背景とする「円高」圧力のもとに、わが国の経済は、いまなお不況トンネルの脱出口を追い求めているのである。

いうまでもなく、本稿で最近の経済問題を検討するわけではない。しかし、技術科教育を論じるとき、経済の動向に関するある程度の認識を持つことは必要である。すなわち、技術科教育はその誕生の時から経済的動向を母胎としていたからである。しかもそれは、一般論的ではなく、直接具体的な論議のなかで当時の「マン・パワー・ポリシー」の一環を構成していたからである。これについては別に精しくみることにしたい。

上に指摘した20年の経過は、また技術科教育の本来的な性格の模索過程でもあった。特定教科が教育課程に占める教育的役割の特徴、これをその教科の本性と表現すれば、技術科教育の本性をどのように認識すべきかという課題は、いくたの見解や研究にもかかわらず、依然として定立されてはいない。とりわけ、技術科教育の「教養教育」性と「職業ないし産業教育」性との両棲類的な実態がこの種の研究や提言に必要以上の混乱をもたらしているように考えられる。そこで本稿では関係法規の関連条項等をベースとして技術科教育の本性的認識の客観的基盤を確保してみようとおもう。

この作業は、もちろん自明のことを明示するたぐいのものではある。だが、昭和52年7月、文部省・宇都宮大学教育学部主催の技術科教育に関する教員養成大学・学部教官研究集会の第5分科会における筆者の発表¹⁾について、参加者からの討議に発展性がなく、ほとんど無反応に終結したことを想起して、事態を黙過すべきでないと考え、あえて活字にするものである。そして本稿に対する批判への便宜を考慮して、冗長を恐れつつも関係条文等を本文中に引用した。

1. 学校教育法、同施行規則による本性的認識

中学校教育課程を構成する各教科教育のなかで、技術科教育がどのような本性をもつ教科教育であるのかという課題を解明するために、まずこの課題に対して基本的限定力をもつ学校教育法および同施行規則に示めされている関係条項と技術科教育との関係を考察することにする。その際、中学校教育課程は小学校教育課程の上に展開されるものであるから、必要なかぎりこの両課程に関連する条項も併せて考察の対象としなければならない。

さて、中学校の教育目的は次のとおり規定されている。

「第35条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育を施すことを目的とする²⁾。」(学校教育法、以下「学教法」と略記する。)

ここにいう「普通教育」は、教育をうけるすべての者に共通な、一般的・基礎的教育を意味して、専門教育や職業教育と称される教育と対象させられる教育である³⁾。従って「中等普通教育」は小学校教育の段階の上に累加される程度における普通教育だということになる。ところで小学校の教育目的は次のように規定されている。

「第17条 小学校は、心身の発達に応じて、初等普通教育を施すことを目的とする。」(学教法)

小学校および中学校の目的についての法規定は、その前提として教育基本法、さらにその基底には日本国憲法の教育に関する条項が存在することは改めて指摘するまでもない。

学校教育法では、上記の「目的」につづいて、教育の目標を規定している。すなわち、中学校の教育目標は、

「第36条 中学校における教育については、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 1 小学校における教育の目標をなお充分に達成して、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 2 社会に必要な職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。
- 3 学校内外における社会的活動を促進し、その感情を正しく導き、公正な判断力を養うこと。」(学教法)

これに関連する小学校の教育の目標は

「第18条 小学校における教育については、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 1 学校内外の社会生活の経験に基き、人間相互の関係について、正しい理解と協同、自主及び自律の精神を養うこと。
- 2 郷土及び国家の現状と伝統について、正しい理解に導き、進んで国際協調の精神を養うこと。
- 3 日常生活に必要な衣、食、住、産業等について、基礎的な理解と技能を養うこと。
- 4 日常生活に必要な国語を、正しく理解し、使用する能力を養うこと。
- 5 日常生活に必要な数量的な関係を、正しく理解し、処理する能力を養うこと。
- 6 日常生活における自然現象を科学的に観察し、処理する能力を養うこと。
- 7 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 8 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸等について、基礎的な理解と技能を養うこと。」(学教法)

と規定している。そして小学校教育課程を構成する教科教育と教科外教育は同条にもとづいて設定されるが⁴⁾、教科については同法第20条によって監督庁（文部大臣）が定めることになっている。これについては学校教育法施行規則第24条によって「各教科」が「道徳」、「特別教育活動」、「学校行事」等とともに規定され、授業時数については同規則第24条の2および別表第1によって明示されている。

ところで小学校の教育課程に開設される「各教科」は、上に示した学校教育法第18条の各号に対応する関係をもっている。すなわち、2号—社会、3号—家庭；社会、4号—国語、5号—算数、6号—理科、7号—体育、8号—音楽；図画工作（と一部国語）という対応関係を認定することができる。もちろん、これらの関係は小学校課程では各教科内容が他教科の内容と完全に分離されたもの、いわゆる閉鎖性を強固にもっているわけではなく、ある程度の教科融合性をそなえているから、この対応関係は第18条の当該目標を「主として展開する教科」とみなすことが正しいであろう。しかしともかく小学校課程では教育目標達成のための教科として前記8教科が設置されているわけである。

これに対して中学校の教育目標と教科の対応関係はどうであろうか。学校教育法施行規則ではその教育課程の編成について次のように規定している。

「第53条 中学校の教育課程は、必修教科、選択教科、道徳及び特別活動によって編成するものとする。

- ② 必修教科は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び技術・家庭の各教科とし、選択教科は、外国語、農業、工業、商業、水産及び家庭の各教科並びに第54条の2に規定する中学校学習指導

要領で定めるその他特に必要な教材の教科とする。

③ 前項の選択教科は、土地の状況並びに生徒の進路及び特性を考慮して設けるものとする。

第54条 中学校の各学年における必修教科、道徳及び特別活動のそれぞれの授業時数（略）各学年における選択教科等にあてる授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第2に定める授業時数を標準とする。」（学教法施行規則）

上の②項については昭和52年7月23日付省令第30号によって職業教科は削除され20年来、継子のようにいびり抜かれたこの教科は、ここに課程から完全に抹殺されることになった。

さて、中学校課程に設置される教科のうち、学校教育法第36条第1号における「小学校における教育の目標をなお十分に達成して、」の文言を教科として具体的に展開するものは、小学校課程に設置される教科と同領域のものと解釈するのが条理であろう。とすれば小学校課程の教科と中学校課程の教科の対応は次のように把握することができる。

国語—国語、社会—社会、算数—数学、理科—理科、音楽—音楽、図画工作—美術、家庭—家庭（技術・家庭のうち女子向き）、体育—保健体育

このような両教育課程の教科対応では「技術」（技術・家庭のうちの男子向き、通常、技術科と称される領域をさす。以下同意味で使用する。）の対応関係を見出すことができない。その教科内容の一部には、開設当初、図画工作のうち「木材加工、金属加工」に関する領域を移行する措置がとられ⁵⁾たから、技術科の領域構成からみて、小学校課程の図画工作との対応関係が皆無とはいえないが、対応性はきわめて少い。しかも芸術性に重点を置く図画工作と科学性、技術性に焦点を置く技術科とは教科本性に根本的な相違があるといわねばならない。かくて、まず短絡的に、学校教育法第36条第2項に示されている中学校課程の教育目標は、第1項とは異って中学校課程として新たに付加された教育目標であるがゆえに、中学校課程に新たに設置された教科において、具体的に展開されるべきものであり、したがって技術科こそこの目標を主として展開する教科だと判断すべきであると考えるのである。これについてはさらに後に触れたい。

すでに上に示したように、学校教育法第36条第2項の規定は、中学校課程がわが国の学校教育における義務教育の最終課程であることによって、すなわちこの教育課程を修了した生徒が、学校教育との決別をふくめて、将来の進路選択能力の育成を必要とするという教育制度上の特質にもとづいたものである。通俗的にいえば、中学校を卒業すると同時に就職したり、家庭に戻ったり、ないし進学したりする進路選択に直面する生徒のために、中学校教育の課程的特質に依拠した規定だ。これに対し中学校課程の修了を契機に職業につくことも容認する教育制度において、その課程に職業につくに必要な準備教育のための教科を設置することは教育理念としての正論である。けれどもいわゆる就職準備教育は社会的必要性和同時に、被教育者の個人的必要性にも対応する。したがって、被教育者側面の必要性が稀薄な場合、就職準備教育のための教科を設置する必然性は消滅する可能性がある。93%に上る中学校課程修了者の高等学校課程への進学率が定着する情勢のもとで、中学校課程における職業に関する選択教科が、全国的に不設置の状況⁶⁾を呈するにいたったことはこの関係をものごとがたっている。

しかしながら問題は、就職準備教育ではない職業に関する教育が中学校課程の教育に必要か否かということである。これについては第2次大戦後に確立されたわが国の教育制度と新たに設定された中学校教育に包含されている教育理念および関係教科たる職業科と技術科との教科史的分

析との関連のもとに項を改めて述べることにし、本項では技術科教育が国民的一般教育（義務教育課程の普通教育をこのように表現する。）としての職業教育性を持つべきことの必然性を学校教育法と同施行規則の規定性からみたのである。

2. 産業教育振興法、同施行令による本性的認識

技術科は産業教育振興法の対象教科である。したがって同法および同施行令との関係から技術科の本性を検討することは必要である。特定教科に対する財政的な補助や負担は、その教科の教育特性について教育行政上の重要性が認められていることを示すものであり、そのことは逆に当該教科の特性を教育行政としてどのように認定しているかを明示する有力な指標となるわけである。ちなみに同法にもとづく国庫支出の状況をみれば次表のとおりである。

産業教育振興法は、昭和26年6月11日付、法律第228号として制定された。わが国の職業教育は明治期いらい実業教育として近代学校教育の枠の中で展開され、明治27年（1894年）6月にはようやく実業教育費国庫補助法が制定されて大きく前進した⁷⁾。ところが同法は、第2次大戦後、悪性インフレーションにゆらぐわが国経済の建直しのために強行されたシャープ勧告の実施によって補助金支出は廃止され、有名無実となった。けれども戦後復興にかかわる職業教育振興の必要性によって、関係教育諸団体は国庫補助の復活を強力に要望し、ここに再度職業教育振興のための国庫補助が実現されることになった。その実施のための根拠法が産業教育振興法である。同法は制定当初は「財政的援助」と性格付けされていたが、公布の翌年、昭和27年8月8日付、法律第304号による改正のなかで「国の負担及び補助」として産業教育の振興に対する行政々策の姿勢を明確化したのである。なお、実業教育費国庫補助法は産業教育振興法の公布と同時にその57年の命脈を絶ったわけである。また産業教育振興法は、その精神については実業教育費国庫補助法を継承したものであるが、国庫による財政的援助の考え方についてはアメリカにおける職業教育に対する連続的な連邦財政からの補助金支出を規定したスミス・ヒューズ法（Smith-Hughes Act of 1917）とその支出対象と金額の拡大について改正されたジョージ・ディーン法（George Deen Act of 1936）、ジョージ・バーデン法（George Barden Act of 1946）などに依拠するところが大きいといわれる⁸⁾。

産業教育振興法が職業教育の発展を図るための国庫補助を実施する教育行政施策の根拠法であることは、うえにみたところからも明らかであるが、これについてさらに適確な理解を得るために若干規定内容を見ることにしたい。

本法は、第1章総則、第2章産業教育審議会、第3章国の負担及び補助の3章20か条と附則とから構成されている。このうち、技術科の教科本性にかかわると考えられる条項について考察することにする。

同法の目的は次のように規定される。

「第1条 この法律は、産業教育がわが国の産業経済の発展及び国民生活の向上の基礎であることにかんがみ、教育基本法（昭和22年法律第25号）の精神にのっとり、産業教育を通じて、勤労に対する正しい信念を確立し、産業技術を習得させるとともに工夫創造の能力を養い、もって経済自立に貢献する有為な国民を育成するため、産業教育の振興を図ることを目的とする。」（産業教育振興法、以下「産振法」と略記する。）

そしてこの条項にいう「産業教育」については次のように限定している。

産業教育振興関係負担金及び補助金予算（補正後予算）

（単位 千円）

事 項	年 度											
	昭和27年	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
高等学校産業教育設備整備費等補助金	732,162	809,671	578,864	577,600	538,412	432,268	242,910	270,724	309,352	579,877	933,290	1,601,204
中学校産業教育設備整備費補助金	—	—	—	—	—	—	—	—	291,000	606,600	586,050	215,785
高等学校産業教育施設整備費補助金	—	—	219,702	147,209	135,706	231,850	367,144	398,326	396,976	634,484	1,118,394	1,936,275
中学校産業教育研究指定校補助金	20,700	69,000	50,100	50,000	25,000	60,000	90,000	130,950	—	—	—	—
産業教育内地留学生補助金	6,701	8,807	4,307	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高等学校産業教育研究指定校補助金	4,600	9,200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
短期大学産業教育設備費補助金	3,500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
産業教育教科書発行費補助金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（国立大学産業教育設備費）	[25,000]	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	767,663	903,378	852,973	774,809	699,118	724,118	700,054	800,000	997,328	1,820,961	2,637,734	3,753,264
（総理府所管一括計上分）												
沖縄教育振興事業費												

事 項	年 度											
	昭和39年	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	計
高等学校産業教育設備整備費等補助金	2,529,654	2,658,042	2,618,743	2,812,590	2,746,729	2,933,632	2,947,384	3,091,291	3,448,553	3,728,524	3,937,925	41,059,401
中学校産業教育設備整備費補助金	225,845	207,000	240,000	231,000	232,800	225,600	232,800	232,800	151,237	158,799	166,739	4,004,055
高等学校産業教育施設整備費補助金	2,040,823	1,791,467	1,883,416	2,189,218	2,308,356	2,520,573	2,826,613	3,249,647	3,877,091	4,824,173	5,681,879	38,779,322
中学校産業教育研究指定校補助金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	495,750
産業教育内地留学生補助金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	19,815
高等学校産業教育研究指定校補助金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13,800
短期大学産業教育設備費補助金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,000
産業教育教科書発行費補助金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,200
（国立大学産業教育設備費）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	[25,000]
合 計	4,796,322	4,656,509	4,742,159	5,232,808	5,287,885	5,679,805	6,006,797	6,573,738	7,476,881	8,711,496	9,786,543	84,382,343
（総理府所管一括計上分）												
沖縄教育振興事業費									369,200	509,418	619,356	1,497,974

（注）文部省，産業教育九十年史，昭和49年，pp. 694～7，（抄）

「第2条この法律で「産業教育」とは、中学校（盲学校、ろう学校及び養護学校の中学部を含む。以下同じ。）、高等学校（盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。）又は大学が、生徒又は学生等に対して、農業、工業、商業、水産業その他の産業に従事するために必要な知識、技能及び態度を習得させる目的をもって行う教育（家庭科教育を含む。）をいう。」（産振法）

この第2条の「産業教育」の定義から、それは「職業教育」と称されるものと同義であることが理解されるし、しかもこの「職業教育」のなかには、就職準備教育としてのそれにとどまらず、より基本的、より一般的な職業に関する基礎的教育、普通教育としての職業教育も包含されると解釈できる。このことについてさらに補足すれば、戦中戦後の荒廃によって不振におちいついた職業教育の実状を憂慮した教育刷新審議会は、昭和24年6月10日の第1回総会で「職業教育の振興方策」を採択し、翌11日に同審議会建議「職業教育振興方策について」を提出している⁹⁾。その内容を要約すれば次のようである。国民にとって職業教育が重要なことはいうまでもないが、当時として新日本建設のためにその振興は急務である。しかるに新教育制度のもとでは職業教育軽視の風潮すら生じており、中学校の職業科の教育は混乱し、高等学校では普通科教育に偏して職業教育は衰微の傾向を示している。定時制高校や技能者養成制度も一般に利用されず、職業教育も不振である。また被災校、新設校の実習実験施設々備も不完全だし、とりわけ職業学科担任教員と実業高校普通科担任教員の能力不足と意気沮喪は重大な問題であって、急拠再教育の必要がある。そこで職業教育振興のために積極的な方策を講ずることを要望するとして、中学校の職業科の意義の確立と職業指導の徹底化、高校における職業教育の充実、定時制高校における職業教育の拡充と技能者養成所との提携の促進、企業又は産業団体の職業教育に対する学校側の積極的協力、高校及び中学校の職業科教員の養成と確保に関する文部省の根本計画の樹立、職業教育振興のための国庫補助の強化と必要な立法予算措置の、全部で7項目にわたる要望を提出したのであった¹⁰⁾。これが産業教育振興法制定の基盤となったわけであるが、とくに中学校の職業科教育については要望項目のなかで明確な方向づけをおこなっている。すなわち、

「1. 新制中学に於ける職業科の教育は、その普通教育機関たるの使命に鑑み、職業生活に関する理解と、勤労愛好の精神とを養うことに主眼を置き、専ら職業人たる根幹を培うことに努めること。上級学校に於ける生徒並びに父兄の、普通教育偏重の傾向に鑑み、特に新制中学に於いて、職業指導の徹底を期すること¹¹⁾。」

としている。このことから中学校における選択教科としての職業科はもちろん、必修教科の職業科の教育も「産業教育」に包含されているとの解釈は妥当性をもつといえることができる。

ところでこの産業教育の振興のための国庫補助はどのように規定されるであろうか。これについてはいわゆる産振法施設々備基準を実現するに要する経費の負担および短期大学、高等学校、中学校に対する設置者推薦にかかる研究指定校補助金支出がそれである。中学校に関する当該規定をみれば次のようである。

「第15条 国は、公立学校の設置者が左の各号に掲げる施設又は設備で理科教育及び産業教育審議会の議を経て政令で定める基準に達していないものについてこれを当該基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費の全部又は一部を負担する。

① 略

② 中学校又は高等学校が産業教育のため共同して使用する実験実習の施設又は設備

③ 中学校における産業教育のための実験実習及び職業指導のための施設又は設備

④ 略

2 前項に規定するもののほか、国は、公立学校に関する左の各号に掲げる経費の全部又は一部を負担する。

① 略

② 地方の産業教育及びこれらに関する研究の中心施設として文部大臣が都道府県教育委員会の推薦に基づいて指定する中学校又は高等学校が当該教育又は研究を行うために必要な実験実習の施設又は設備に要する経費及び当該研究を行うために必要なその他の経費

③ 略

④ 略」(産振法)

本条による国の負担及び補助に関する具体的な規定としては、産業教育振興法施行令(昭和27年9月6日付、政令第405号)にある。中学校関係についてみれば、

「第8条の2 法第15条又は法第16条の規定により国が負担すべき割合は、次の各号に掲げる経費について、それぞれ、当該各号に定める割合とする。

① 略

② 略

③ 法第15条第2項第2号の中学校の設備に要する経費 二分の一

④～⑨ 略

2 前項各号に掲げる経費の算定の基準は、この政令(この政令に基く文部省令を含む。)で定めるものの外、文部大臣が大蔵大臣と協議して定める。」(産振法施行令)

これらの規定によって国庫補助がおこなわれるわけであり、その実施状況については前掲表の通りである。ただ注目すべきは、中学校職業科関係の施設々備に対する補助支出として「中学校産業教育研究指定校補助金」が昭和27年度から昭和34年度まで総額約5億円が計上されたのに対して、「中学校産業教育設備費補助金」は昭和35年度から昭和40年度に至る6年間にその4倍強にあたる21億円以上が計上されたことである。いうまでもなく中学校における職業・家庭科の技術・家庭科への改編、実質的には職業科が技術科に改編されたことにともなう設備充実のための補助金支出がこれである。いわゆる第1次、第2次「緊急充実計画」によるものである。

中学校課程における技術科は、それが産業教育振興法の対象教科として教育行政上の取扱いを受けているということから、それが職業教育ないし産業教育の枠内に配置されていることを示している。したがって技術科教育の本性としては、その基本的要因として職業教育性を不可欠とするといえる。もしこの教科に職業教育性を包含させることが教科本性として誤謬であるとするなら、別の表現をとるとすれば、この教科が純然たる古典的教養教育の枠内に配置され、職業教育とは絶縁された教科でなければならないと認定するならば、それは本法第1条、第2条の規定に抵触するわけであり、同第17条によって負担金返還の対象となるであろう。

なお、本法第3条の2に示されている規定と教員養成大学々部における技術科ないし農業科担当教員養成の施設である附属農場の運営に関連して、当該年度予算が当年度収益額の70%に抑えられる仕組みについて疑問を持たざるを得ない。当該条文は次のようである。

「第3条の2 国又は地方公共団体は、その設置する学校が行う産業教育に関する実験実習によって収益が生じたときは、これを当該実験実習に必要な経費に増額して充てるように努めなければならない。」(産振法)

すでに示したように、本法が産業教育の振興を目的とした教育行政の実施、施策の法的根拠を提供するものであり、かつ同法第3条では「国が産業教育の振興を図るよう努める」ことを規

定するとともに、地方公共団体が産業教育振興のためにとるべき5項目の方法を掲げて、国がこれを奨励すべきことも規定している。その第4項は、

「第3条（第1～3項、第5項 略）

4 産業教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成の計画を樹立し、及びその実施を図ること。」
（産振法）

となっている。地方公共団体がとるべき振興のための方法として明示している内容は、行政論理の上からも上位行政体たる国においても当然に容認している事項であると解釈される。とすれば、産業教育に従事する教員の現職教育又は養成ということは適用事項であるから、中学校技術科あるいは職業科の担当教員養成を目的とした教員養成大学・学部 of 当該学科目に関係のある農場収益は、少なくとも年度収益総額はそのまま農場必要経費に充当されるべきであり、現在おこなわれている「農場予算方式」（これはすでにふれたような実状から、30%の冥加金運上方式ともいえるべき方式だが、）の実態についてわれわれは強い疑惑をいだくものである。

3. 文部省設置法、文部省組織令による本性的認識

中学校技術科教育に関する教育行政上の必要業務は、文部省初等中等教育局職業教育課が所掌している。技術・家庭科学学習指導要領の編修や改訂に関する事務が同課で所掌されているということは、技術科教育の性格を考究するうえで一つの有力な判断資料となるであろう。

教育、学術、文化の振興と普及を任務とし、これらの事項と宗教とに関する行政事務を遂行する行政機関が文部省であり、国家行政組織法（昭和23年7月10日付、法律第120号）第3条第2項にもとづいて設置されている。そしてその所掌事務の範囲と権限の確定および組織を定めた法律が文部省設置法である。前述の初等中等教育局はその第6条によって設置され、その所掌事務は第8条に規定されている。そして中学校の技術科教育に関係のある規定のうち主要なものを示せば次のようである。

「第8条 初等中等教育局においては、次の事務をつかさどる。ただし、体育局の所掌に属するものを除く。

1～4 略

5 初等教育、中等教育及び特殊教育（以下「初等中等教育」という。）の振興に関し、企画し、及び援助と助言を与えること。

6 初等中等教育のための補助に関すること。

7 初等中等教育の基準の設定に関すること。

8 学校における産業教育の振興のための事務について連絡調整すること。

9、9の2 略

10 初等中等教育における職業指導に関し、援助と助言を与えること。

11、12 略

13 次のような方法によって、学校管理、教育課程、学習指導法、生徒指導その他初等中等教育のあらゆる面について、教育職員その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を与えること。

イ 手引書、指導書その他の専門的出版物を作成し、及び利用に供すること。

ロ 初等中等教育に関係のある教育職員のための研究集会、講習会その他の催しを主催し、又はこれに参加すること。

13の2～4 略

14, 15 略」(文部省設置法)

なお、同法における「中等教育」の解釈は、第2条によって、「中学校及び高等学校における教育(職業教育を含む。)をいう。」と規定されている。

文部省組織令(昭和27年8月30日付, 政令第387号)は同法の具体的な組織に関する実現規程として公告された。同令によって初等中等教育局には、財務, 地方等9課が置かれている(同令第5条)。中学校教育に直接関係する事務は中学校教育課が所掌する。これについては次のように規定されている。

「第9条 中学校教育課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 中学校における教育に関し、次に掲げる事務(初等教育課, 職業教育課, 特殊教育課, 体育課, 学校保健課及び学校給食課の所掌に属するものを除く。)を行うこと。
 - イ 学校管理に関し、指導と助言を与えること。
 - ロ 教育課程, 編制その他の教育に関する基準を設定し、及びこれらの実施に関し、指導と助言を与えること。
 - ハ 生徒指導に関し、指導と助言を与えること。
 - ニ 学習指導要領の編修及び改訂に関すること。
 - ホ 教科用図書の改訂に関すること。
 - ヘ 教材に関する資料の作成及び提供に関すること。
 - ト 手引書, 指導書, パンフレット等の作成及び提供に関すること。
 - チ 研究集会, 講習会その他の催しの主催又はこれへの参加に関すること。
 - リ 教育職員の現職教育に関し、援助と助言を与えること。
 - ス 実験学校及び調査指定校に関すること。

2～5 略

- 6 理科教育振興法に関する事務(財務課及び教職員養成課の所掌に属するものを除く。)を処理すること。
- 7 理科教育及び産業教育審議会及び中学校教育課程分科審議会に関すること。ただし、産業教育分科会に関することを除く。」(文部省組織令)

このような中学校教育課の所掌事項に対して、職業教育課の所掌は次のようである。

「第10条 職業教育課においては、次の事務をつかさどる。

- 1 中学校及び高等学校における職業教育(特殊教育課の所掌に属するものを除く。)に関し、次に掲げる事務を行うこと。
 - イ 教育課, 編制, 設備 その他の教育に関する基準を, 中等教育に関する一般的基準の範囲内で、及びこれらの実施に関し、指導と助言を与えること。
 - ロ 学習指導要領の編修及び改訂に関すること。
 - ハ 教科用図書の編修及び改訂に関すること。
 - ニ 教材に関する資料の作成及び提供に関すること。
 - ホ 手引書, 指導書, パンフレット等の作成及び提供に関すること。
 - ヘ 研究集会, 講習会その他の催しの主催又はこれらへの参加に関すること。
 - ト 教育職員の現職教育に関し、援助と助言を与えること。
 - 4 研究指定校に関すること。
- 2 略
- 3 学校における産業教育の振興のための事務について連絡調整すること。

- 4 産業教育振興法（昭和26年法律第228号）に関する事務（技術教育課及び助成課の所掌に属するものを除く。）を処理すること。
- 5 中等教育における職業指導に関し、援助と助言を与えること。
- 6 中学校及び高等学校の生徒の職業選択及び就職に関し、指導と助言を与えること。
- 7 学校植林、学校農場の経営等中等教育における生産的事業に関し、指導と助言を与えること。
- 8 中学校卒業程度を入学資格とする各種学校の教育に関し、援助と助言を与えること。
- 9 産業教育分科会に関すること。」（文部省組織令）

さきの中学校教育課と、本稿には掲げなかったが、高等学校教育課とによって、中等教育に関する所掌事務が処理されるが、ただ職業教育に関する事務はこれら両課から除かれて、もっぱら職業教育課の所掌となっていることが理解できる。このような事務所掌の姿態は、職業教育課の所掌に係る事項はすべて職業教育に関する事項としての特性をもつものと解釈できるわけである。したがって中学校技術科教育に関する教育行政事務が同課の所掌となっていることは、技術科教育については少なくとも職業教育としての教育的性格を、文部行政サイドとして認定していることを内外に明示していると理解しなければならない。じじつ技術科教育に関する教科調査官も職業教育課所属の教科調査官である。

4. 技術・家庭科学学習指導要領による本性的認識

技術・家庭科が中学校課程の必修教科として設置されたのは昭和37年度においてであった。そしてその実施を決定する中学校学習指導要領の改訂版は昭和33年10月1日付で告示された。この改訂の基本方針は「科学技術教育を振興すること」をその一つとしていた。

昭和33年の中学校学習指導要領の改訂は、その前年9月の文部大臣諮問「小学校・中学校の教育課程について」（昭和33年3月15日付）に対する教育課程審議会答申「小学校・中学校教育課程の改善について」にもとづいておこなわれた。そこで技術・家庭科学学習指導要領による技術科教育の本性的認識を明確なものにするためには、まずこの答申をながめることが必要である。

同答申は、「基本方針」として次のような内容を表示している。すなわち、最近の文化・科学・産業などの急速な進展に即応して国民生活の向上を図り、わが国の国際社会での新しい地歩を確保するためには、国民の教育水準の一層の向上が必要である。そのためには小学校、中学校でそれぞれ教育目標の達成に一層の努力をはらうとともに、「特に、道德教育の徹底、基礎学力の充実および科学技術教育の向上を図ることを主眼とし、さらに必要のあるものに対しては職業または家庭に関する教育を強化することを考慮して」教育課程を改訂する必要があるとし、改訂の方針として6項目を提示した。科学技術教育の向上については第3項目で次のようにのべている。

「(3) 科学技術教育の向上については、小学校・中学校を通じて、算数科、数学科、理科およびその他の関係教科の内容を充実し、特に、中学校においては、数学科および理科の指導時間数を増加し、かつ、技術科を新たに設けて、科学技術に関する指導を強化すること。¹²⁾」（下線は引用者が付加した。）

そして「中学校教育課程の改訂方針」の各必修教科についての改訂方針のうちで、「技術科」については、

「(甲) 技術科

- ④ 現行の職業・家庭科（必修）を改め、これを図画工作科において取り扱われてきた生産的技術に関する部分と合わせて技術科を編成すること。

- ② 内容に2系列を設け、男子向には工的内容を中心とする系列、女子向きには家庭科の内容を中心とする系列を学習させること。
- ③ 理科との関連において内容を精選し、系統的学習ができるようにすること。
- ④ 技術科教育の効果を高めるため、教員養成と現職教育の強化徹底を図り、施設・設備の整備に努める必要があること¹³⁾。」(下線は引用者が付加した。)

このような答申内容に即応する形式によって、必修教科の「職業」の名称は消えた。そして答申に忠実な教科の改訂がおこなわれるならば、「新たに設け」られる教科の名称は「技術」となるべきであるに拘らず、この教科の学習指導要領改訂案の印刷段階で唐突に「技術・家庭」の名称が、関係委員会の承諾もとらずにつけ込まれ、決定されたことは有名な裏話である。

それはともかくとして、上の答申の引用中の下線付加部分について、若干の疑問を提起したい。

答申における基本方針(3)の下線部分では、この改訂によって技術科という新設教科を開設する。それは科学技術教育の向上を図るために、科学技術に関する指導を強化するための教科と意味づけられる。このような意味をもつ「新たに設け」る教科を、後出の(イ)①では「現行の職業・家庭科(必修)を改め、これと」画図工作科の生産技術的領域とを合体せしめて編成する措置をとることになっている。この論旨は、職業・家庭科を「廃止」するのではなく、その教科領域内容を改編して「技術」科を開設することを示している。その際、領域内容の改編は(イ)②に指示されている「工的内容」を中心とする改編であるということにならざるをえない。このことは、技術・家庭科学学習指導要領に、まさにその通りの教科領域構成が盛り込まれている。

そこで問題となることは、既にみた学校教育法第36条第2項との関係である。答申では技術科を科学技術教育の向上のために開設するとあるが、この新設教科がそれのみを目的とした教科であれば、この教科の目標は同法第18条の内容との関係からみて、同法第36条第1項に吸収されるわけである。とすれば、同条第2項をうける教科はもっぱら選択教科の職業関係教科しかないということになる。答申では選択教科については次のように改訂すると示している。

「(2) 選択教科

(イ) 農業科、工業科、商業科 水産科および家庭科

- ① 現行の選択教科としての職業・家庭科を改めて、農業科・商業科・水産科・家庭科とし、必要に応じて、そのうち1以上を履習させるようにすること。

職業生活または家庭生活への準備的な教養について、その基礎的なものを身につけさせるようにすること。

- ② 第3学年においては、生徒の進路に応じ、必要とする者のために現行よりもさらに多くの時間数を充当できるようにすること。(以下略)¹⁴⁾」

この提示は、選択教科の職業・家庭科を履習者の進路と必要に応じて、職業生活や家庭生活への準備のためにその特定教科を選択履習できるように分割することを示したものである。かかる選択履習は、生徒の一部がおこなうわけであるから、選択教科に職業関係教科が設置されていることをもって、同法第36条第2項の教育目標が達成されるとはいえない。

かりに同法第18条や第36条などに規定されている「教育の目標」は、いわば努力目標であって、学習指導要領の基準性が一層強い規定力をもつと解釈するのであれば、それは教育行政権が教育内容を限定することになり、教育基本法第10条に抵触することになる¹⁵⁾。

このような考察から前記の答申を、学校教育法第36条第2項への忠実性のもとに解釈するならば、新設を明示した技術科は職業・家庭科の教科内容の改編によって開設される教科であって、教科がもつ性格は依然として職業・家庭科と同一のものであり、いわば中学校教育課程の普通教育としての職業教育たる本性をもつ教科だということになる。「科学技術教育の向上」と「普通教育としての職業教育」とが相矛盾することはない。なぜなら前者は教科の内容と学習指導にかかわる事柄であり、後者は教科の教育的性格にかかわる事柄であるから、後者に前者を結合させることに支障はない。このような解釈によれば答申における技術科の新設は、職業・家庭科の教科内容の改編、とりわけ男子向き領域の工的内容を中心とする改編を実質とするものだとすることができる。そして工的内容を中心とする改編の方策は、本答申では限定していないから、教育行政上の裁量と志向によって確定されるわけである。

このような分析に立って、本答申をみれば、技術科の新設と職業・家庭科の改編について、学校教育法第36条第2項との関係に問題性の生起しないような配慮がなされているように推測しうる。そこに教育課程審議会の良心を見るように感じられるのである。このことは教科内容の改編について、昭和32年の中央教育審議会答申「科学技術教育の振興方策について」に、「工業技術を中心として」科学技術教育を振興すべきことが明記してあることを継承して、「工的内容に限定」とはせず、「工的内容を中心とする系列」という表現をとったことについてもいえるであろう。

ただしこのような解釈は私見であって、客観的にいえば、技術科に「普通教育としての職業教育」性を存続すべきか否かの判定を不明確な状態に放置する答申といわねばならない。この点については本答申にもとづいて改訂された技術・家庭科学習指導要領によって一層拡大再生産されることになる。次にそのことを指摘したい。

技術・家庭科に関する学習指導要領は、全般的な中学校学習指導要領の改訂のなかで、昭和33年、昭和44年、昭和52年の三度の改訂がおこなわれた。昭和52年度の改訂は、昭和53年度から移行措置に入り、昭和56年度から実施されるわけである。ここで技術科の教科の本性をさぐるために主としてとりあげるのは、昭和33年10月1日付（文部省告示第81号）の中学校学習指導要領における第2章第8節技術・家庭の部分とこれに係る解説書（文部省、中学校技術・家庭指導書、昭和34年11月）であり、他は必要な場合について触れることにしたい。

前記の教育課程審議会の答申をうけて、中学校必修教科職業・家庭科は技術・家庭科に置きかえられた。実質的には職業科が技術科に改編された。この改編を具体化したものが昭和33年の上記学習指導要領である。それは工業化社会による高度経済成長の黎明期に、業界の要望に応え、時代を先き取りした科学技術教育の定礎と期待された技術科教育の誕生の祝辞である反面に、戦後の民主的教育制度の一つの象徴的教科であり、わが国の職業教育史上に特筆すべき改革^{1a)}とも目された必修教科職業科の葬送の辞であった。

この学習指導要領には、技術・家庭科の目標を次のように示している。

「第1 目標

- 1 生活に必要な基礎的技術を習得させ、創造し生産する喜びを味わわせ、近代技術に関する理解を与え、生活に処する基本的態度を養う。
- 2 設計・製作などの学習経験を通して、表現・創造の能力を養い、ものごとを合理的に処理する態度

を養う。

- 3 製作・操作などの学習経験を通して、技術と生活との密接な関連を理解させ、生活の向上と技術の発展に努める態度を養う。
- 4 生活に必要な基礎的技術について学習経験を通して、近代技術に対する自信を与え、協同と責任と安全を重んじる実践的な態度を養う。

以上の目標の各項目は、相互に密接な関連をもって、全体として技術・家庭科の目標をなすものである。1は、基礎的技術について実践的活動を通して学習させ、必要な知識、技能、態度を身につけさせるという技術・家庭科の総括的目標であり、2、3、または4のいずれかにかかわる指導においても、常に1が根底にならなければならない。」(中学校学習指導要領、昭和33年、第2章第8節)

技術・家庭科教育のこの目標がどのような改訂であるかを明確に理解するために、昭和32年度改訂の中学校学習指導要領の職業・家庭科編に示される目標をみることにする。

「第2 目標

職業・家庭科の目標は、われわれの生活に必要な知識・技能・態度を身につけ、家庭および社会の一員として、その家庭や社会の発展のために力を合わせることの意義を自覚し、みずからの能力に応じた分野を受け持つ、その力をじゅうぶんに発揮し、職業生活・家庭生活の改善向上を図るようにさせることにある。これを具体的に示せば、次のようになる。

- 1 基礎的な技術を習得させ、基本的な生活活動を体験させる。
- 2 産業ならびに職業生活・家庭生活についての社会的、経済的な知識・理解を得させる。
- 3 科学的、能率的に実践する態度・習慣およびくふう創造の能力を養う。
- 4 勤労と責任を重んじる態度を養う。
- 5 将来の進路を選択する能力を養う。」(中学校学習指導要領 職業・家庭科編、昭和32年度改訂)

この両者を比較すれば直ちに理解できることがある。すなわち、後者の本文における職業教育的な表現と具体的な項目のうち、2と5の項目を除外すれば、1と3と5の項目と前者の4項目の総体的な内容とは実質的に同じものであるということだ。前者は後者に較べて、「設計」、「製作」、「操作」などの内容についての具体的表示がなされ、教科領域の工的技術中心の編成に妥当性をもたしめようとした、というよりもすでに教科領域構成を決定し、その理屈付けのためにかかる具体的表示を「目標」の文言にとり入れたというのが実情かも知れないが、ともあれかかる具体的内容表示がなされた点と「近代技術にかかわる理解と自信」という唱い文句が、木に竹をつないだように挿入されている点に相異性を認めうるにすぎない。そして男子向きの学年別・領域別目標と内容をみれば、総括的にみて少年工の工場職能にかかわる準備教育としての特徴が強い。それが「近代技術にかかわる理解と自信」をもたず教科教育だというには、あまりにも誇張にすぎるといふ印象を誰しもが持つほどの内容である。そしてこれはやがて昭和44年度改訂では削除された。すなわち、

「第1 目標

生活に必要な技術を習得させ、それを通して生活を明るく豊かにするためのくふう創造の能力および実践的な態度を養う。

このため、

- 1 計画、製作、整備などに関する基礎的な技術を習得させ、その科学的な根拠を理解させるとともに、技術を実際に活用する能力を養う。

2 家庭や社会における技術と生活との密接な関連を理解させ、生活を技術的な面からくふう改善し、明るく豊かにする能力と態度を養う。

3 仕事を合理的、創造的に進める能力や協同、責任および安全を重んじる態度を養う。」(中学校学習指導要領, 昭和44年4月14日付, 文部省告示第199号, 第2章第8節)

これについては今さら説明に多言を要しない。ただ興味あることは、総括的目標と具体的目標の2に「生活を明るく豊かにする」という小学校課程の音楽、美術、文芸に関する教育目標を表現する語句が使用されていることである(前掲学教法第18条第8項)。経済的特徴として非生産的で、芸術性に重点を置く領域に関する教育の意義をこの語句で表現しているとみれば、昭和44年度の改訂では技術・家庭科教育の目標には非生産的、したがって非職業教育的偏向が一層強化され、同時に科学性、技術性よりも、技能性が、しかもマイホーム的技能性に比重がよりかかったことを示していると解釈できよう。

この傾向は昭和52年度改訂によって一層明確にされている。すなわち、

「第1 目標

生活に必要な技術を習得させ、それを通して家庭や社会における生活と技術との関係を理解させるとともに、工夫し創造する能力及び実践の態度を育てる。」(中学校学習指導要領, 昭和52年7月23日付, 文部省告示第156号, 第2章第8節)

がそれである。概念的に曖昧な用語の羅列という印象の強いこの表現は多様な解釈の可能性をはらんでいる。したがってその意味内容は当局側の解説に依存せざるを得ない。特に概念内容の模糊たる「生活に必要な技術」についてみれば次のような説明がある。

「けれども上記のような目標を確認する過程では、次の諸点について十分な検討がなされた。

(1) 「生活に必要な技術」の見方や考え方は従前と同様であるが、その範囲や程度を定めるに際しては、未来社会への適応よりも学習の適時性を重視すること。

すなわち、技術・家庭科の学習対象は小学校の家庭科の主たる学習対象である生活技能に比べて、その範囲や視角は広がるが、そうかといって産業に必要な技術とか、生産に必要な技術というとならえ方はせずに、あくまで非職業教育的見地から、われわれの家庭や社会における生活活動を充実発展させる目的の最適化に「技術」は貢献すべきものであるというとならえ方をするのであるが、その内容は将来役に立つという観点よりも、生徒の人間形成上有効であり、適切であるという観点を重視して選定されるべきであるという意見が多かった。

(2), (3)略¹⁷⁾ (付点は原著者、下線は引用者が付加した。)

この解説については一々批判分析する必要はあるまい。まさに技術・家庭科教育、とりわけ技術科教育に、産業技術・生産技術・職業教育などの教科教育的性格を極力排除しようとする教育行政上の指導志向を読みとることができるのである。

技術・家庭科教育を、産業や生産や職業などの、一口でいえば職業教育的性格から蟬脱させて、純然たる教養教育的な性格の教科として確立しようとする教育指導行政志向の軌跡は、中学校学習指導要領職業・家庭科編、昭和32年度改訂版(昭31年5月)と中学校技術・家庭科指導書(昭34年11月)のそれぞれに示されている当教科の「性格」の対照とそれいごの当該学習指導要領の関係項目を対比させることによっても一層明確に認識することが可能であるが、これについては別稿でとりあつかうことにしたい。

む す び

昭和33年度の中学校学習指導要領の改訂によって、必修教科職業・家庭科は技術・家庭科に改編された。そして教育職員免許法の一部改正もおこなわれ、技術科（いうまでもなく技術・家庭科男子向きの領域であるが、）の担当資格として、中学校教諭免許状教科として「技術」が設置された。昭和36年のことである。そして従来、職業科を担当していた教員は、同法附則（昭和36年6月8日付、法律第122号）によって、「・・・中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定施行の日までにおいて文部省令で定める技術の教科に関する講習を修了したものには、新法第5条第1項本文の規定にかかわらず、同法の規定する技術の教科についての中学校教諭2級普通免許状を授与することができる。」（同附則第6項）ことになった。これによって、職業科の1級普通免許状の所有者も技術科の2級普通免許状に切替えられるという（非情）措置がとられた。そして学校教育法が改正されたわけでもなく、単なる大臣告示による学習指導要領の改正という行政措置によって、同法附則別表第3、備考6（1級普通免許状を受けようとする者について、在職15年を超える者は大学での45単位修得を必要とせず、かつ必要在職年数5年も本人在職年数（5年を超えるときは5年）を通算できるという上級免許取得の期間短縮の措置規定。）の適用も、職業科と技術科の不連続性のゆえに除外されることになった。

このように、技術科が職業科と異質の教科であると教育行政上の見解が強固に主張されるのはなぜであろうか。すでに指摘したように、科学技術教育と職業教育（旧来からの就職準備教育的なものであれ、戦後の一般教育としての職業教育的なものであれ、）とは二者択一的なものではないし、相互否定的な関係にあるとは考えられない。まして、技術教育と職業教育とは相乗的な教育関係にあって、産業社会の現代化の進行にともなって、また国民経済を構成する産業構造の高度化に随伴して、人間労働の質的發展が要求されるから、技術教育といい職業教育といい、いずれもその科学技術教育性をより濃厚に具備する必要があるし、科学技術教育といわれるものも畢竟するところ職業教育として初めて人間労働の、さらに限定的にいえば具体的有用労働の、生産性効果を実現せしめるのである。科学技術教育と技術教育および産業教育ないし職業教育との相関性は、それぞれの教育に関する本質的理解と本性的認識を確立する過程でおのずから認知されるものである。これについても別稿で論じたいが、常識的な認知としていえることは、それらはいずれも現代人としての人間形成に必要な素養教育の一つであり、産業社会人としての資質形成に結集される教育体系を構成する教育領域であるということだ。

しかるに教育行政側面で科学技術教育を中学校教育に具現する技術科学教育を職業科教育の否定の上に定置しようとするのはなぜか。本論でながめた学校教育法等の関係法規の解釈、関係委員会答申、学習指導要領の内容を総合的に検討するとき、行政領域に近づくにしがたい関係立法趣旨の歪曲があらわになっていることが理解できる。この事態をわたしは次のように推論してみた。

第2大戦後のわが国の経済では、昭和25年6月にはじまった朝鮮動乱のいわゆる特需を契機として拡大再生産の循環が開始された。そして景気の消長を重ね、昭和31年7月には「もはや戦後ではない」と経済白書は経済復興の実績を評価すると同時に、神武景気（昭和30年上期～昭和32年上期）がこれを裏書きした。そして「インノベーション」を「技術革新」と翻訳して、政府の公式文書

に初めて使ったのもこの経済白書であった。経済復興が海外からの新技術の導入によるところが大きく、さらに経済規模の拡大が国際経済への参加を要求するが、それはまた為替・貿易の管理体制にあるわが国の産業経済が「自由化」へ踏み切らざるを得なくなることを意味していた¹⁸⁾。

このような経済情勢のもとで、昭和31年には“技術革新ブーム”、つづいて“中央研究所ブーム”がおこり、さらに昭和32年10月にはソ連人工衛星の打上げによって、科学技術の振興への関心は官民あげて一種のヒステリー状態をうみだした。外国技術の導入と定着、独自の技術開発の必要性、研究開発投資の増大を通じて工業的発展を急速に実現して、国際競争力を強化しようとする産業界は、昭和31年からにわかに科学技術教育の振興に関する提言を積極的におこない始めた。産業合理化審議会（通産省）の答申「産学協同教育制度について」、科学技術審議会科学技術教育部会（科学技術庁）による「大学における科学技術教育の検討」開始、日本経営者団体連盟による「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」の国会への提出（11月9日）、中央教育審議会（文部省）の「短期大学制度の改善」に関する答申（12月10日）などが表明された。そして翌32年には中央教育審議会に対する文部大臣諮問「科学技術教育の振興方策について」が提起（4月27日）、ついで小中学校教育課程の道徳教育の強化、基礎学力、科学技術教育の向上などを示唆した改善に関する大臣諮問が教育課程審議会に提示（9月14日）された。そしてそれぞれの答申が同年11月11日と昭和33年3月15日に提出されたのである。また、日本経営者団体連盟技術教育委員会は政府に対して「科学技術教育振興に関する意見」を提出した（昭和32年12月25日）¹⁹⁾。

かかる事態のなかで昭和33年10月1日、中学校学習指導要領の改訂が告示され、技術科の開設が明示された。教育課程審議会答申が提出されてわずかに7か月後のことである。したがって、技術科教育を職業教育の枠内にあることを確認すれば、それは少年工員養成のための教科教育であるとの社会的批判の直撃をうけることは火を見るよりあきらかである。状況の進展によっては技術科開設が不可能となる場合も予測されるであろう。ここに当局としての苦肉の策は、対外的に技術科教育の非職業教育性を強調することであった。そしてむしろ逆に恐らく内部的にはそれを職業教育に関する教科として認定していたに違いない。このように推測することによって、教育行政上の技術科教育の取扱いと学習指導要領を中心とする同教科の教育指導行政上の取扱いとの間にみられる背離現象もある程度理解できるのである。

教育行政のあり方は、いうまでもなく関係法規に忠実であるべきである。昭和33年当時、「時代の要請」という名目によって、「一方的に順応することのみが、教育の任務であるかどうかについて、当然疑問や批判が提出されてもよかった。しかし、そういう根本にふれた、教育の主体性を堅持しようとする批判ないし抵抗は、大学その他の教育機関においてなかったわけではないが、大きな力をもつにはいたらなかった（とくに理工系で）。」²⁰⁾ という反省は20年を経た現在もそのまま生きている。

技術科教育の本性、それは中学校課程が担当している普通教育としての職業教育であり、学校教育法第36条第2項の目標を実現する教科として認識しなければならない。国民的一般教育としての技術教育は現代の教養教育としての職業教育であり、それは昭和28年3月25日の中央産業教育審議会の建議「中学校職業・家庭科について」を起点とする理念の上に展開されるべきである。もっともこの建議が完璧だといっているのではない。文部省によって陽の目をみずにおわったそれは、しかし国民的一般教育としての職業教育に一見識を提示したものであり、われわれはその成果

を無視できない。技術科教育の正しいあり方を求めるには、まずその教科教育の本性を確認することからはじめねばならないのである。法律規定から離脱した教育指導行政は正されねばならない。

なお、技術科教育の本性的認識は、教科史の側面からも考察すべきである。これについては別稿でおこないたい。また、その本質的理解と学習指導展開例についてはすでに一部分を発表した²¹⁾が、これについてもさらに考察を継続しつつある。

(注)

- 1) この研究集会は、昭和52年7月13～15日におこなわれ、筆者は「技術科教育の本性的認識と教員養成」と題して、技術科教育担当教員の養成については、技術科教育に関する本質的理解と本性的認識とが必要であり、専門授業科目の構成と教育・研究の指導はまずこの必要性を充足することを基本方針とすべきであると提言した。

教員養成大学・学部研究集会技術科教育の部会は、昭和50年度から3カ年、会場を山形、広島、宇都宮の各大学として催行され、その研究成果として、「技術科教育の研究」と題した一本にまとめられて、昭和53年3月に刊行された。これについての問題性の指摘は改めて機会をもつつもりであるが、総体的な批判としては、既成の技術科教育への順応的な研究にとどまらず、大学集団の研究にふさわしい根本命題の検討や抜本的改革に関する研究を大胆にとりあげるべきであったといいたい。

- 2) 本稿に引用し、参照した法規関係資料は主として有倉遼吉編、解説教育六法、昭和46年度版、昭和52年度版による。以下の引用についてはこれに関するものは注記を省略する。

- 3) 同上書、解説、pp. 65, 68, 参照。

- 4) 学校教育法施行規則、第24～6系。

- 5) 教育課程審議会答申「小学校・中学校教育課程の改善について」（昭和33年3月15日）の「3. 中学校教育課程の改訂方針」(1)、㊦技術科①に明示されている。

昭和32年当時は、この答申の情報を事前にキャッチした美術教育団体（日本美術教育連合加盟の30団体、全国図画工作教育連盟傘下の70団体の総合）は図画工作教育振興全国決起大会を12月14日に開催し、中学のコース別教育反対、図画工作科必修の確保と時間の増加などのスローガンを採択した。原 正敏・内田 礼 編、技術教育の歴史と展望（講座 現代技術と教育 8）、昭和50年、pp. 210～1。

- 6) 選択教科職業に関する教科の設置履修状況を昭和39年度～48年度についてみれば次表のようである。国民所得水準の上昇との相関性をみれば、興味ある分析が期待できるが、論旨から外れるので本稿ではとりあげない。ただ、昭和49年来の不況期に、高校普通課程や大学の非職業的学部出身者が、職業能力の育成を目的とする専修学校や各種学校へ再入学する傾向があらわれはじめたことは注目しなければならない。すでにアメリカではかなり大きな社会的関心を集めている青少年の職業教育志向は、近い将来に日本でも顕在化すると予測できる。正規の学校教育における職業教育は、その健全な発達と拡充のために再検討されるべき時期にあるといえよう。

大学のなかでも教員養成を目的とすると烙印を捺されている教育大学・学部で、すなわちそれは教育的職業につくための準備教育としての性格を濃厚に保持しているのに、職業教育に対して殆んど無関心であって、研究らしい研究が少いことはどうしたことであろうか。

- 7) これについての概括的な説明は、文部省、産業教育九十年史、昭和49年、pp. 21～2、を参照されたい。

- 8) 同上書、pp. 209～17。

- 9) 原・内田 編、前掲書、pp. 184～5。

- 10) 日本科学史学会 編、日本科学技術史大系・第10巻・教育3、1966年、pp. 404～5、参照。

職業に関する教科の履修状況

年 度	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
総 数	11,068	10,838	10,702	11,003	10,394	10,610	10,380	10,839	10,685	10,836
計	9,892 (89.4)	6,501 (59.7)	4,396 (41.1)	2,968 (27.0)	1,967 (18.9)	1,222 (11.5)	698 (6.7)	389 (3.6)	153 (1.5)	50 (0.5)
教 科 別										
農 業	1,738 (15.7)	1,109 (10.2)	776 (7.3)	501 (4.6)	302 (2.9)	206 (2.0)	119 (1.1)	52 (0.5)	19 (0.2)	12 (0.1)
工 業	2,357 (21.3)	1,521 (14.0)	1,024 (9.6)	660 (6.0)	458 (4.4)	258 (2.4)	137 (1.3)	82 (0.8)	51 (0.5)	10 (0.1)
商 業	2,153 (19.5)	1,451 (13.3)	984 (9.2)	711 (6.5)	475 (4.6)	309 (2.9)	162 (1.6)	104 (1.0)	30 (0.3)	10 (0.1)
設 置										
水 産	127 (1.1)	90 (0.8)	78 (0.7)	60 (0.5)	44 (0.4)	39 (0.4)	42 (0.4)	27 (0.2)	12 (0.1)	7 (0.1)
学 校										
家 庭	3,489 (31.5)	2,322 (21.3)	1,528 (14.3)	1,033 (9.4)	685 (6.6)	410 (3.9)	238 (2.3)	124 (1.1)	41 (0.4)	12 (0.1)
数										
業 業	28 (0.3)	8 (0.1)	6 (0.0)	3 (0.0)	3 (0.0)	0	0	0	0	0

(注) 1) 文部省職業教育課の調査による。

2) 「教科別設置学校数」の計は延べ数である。

3) () 内の数字は「学校総数」に対する百分率を示す。

文部省，産業教育九十年史，昭和49年，p. 495.

- 11) 同上書，p. 405. なお，産振法の改正条文と改正前の条文との対照表示は，同上書，pp. 405～7，を参照されたい。なお第15条の正式の政令基準はない（原・内田，前掲書，pp. 233～4，参照）。
- 12) 同上書，pp. 432～3.
- 13) 同上。
- 14) 同上書，p. 433.
- 15) 有倉遼吉 編，教育六法，解説，p. 53，参照。
- 16) 岩井龍也，松原治郎 編著，産業と教育（教育学叢書第8巻），昭和45年（5版），第4章 学校教育における職業教育，pp. 175～81，参照。
- 17) 鈴木寿雄・小笠原ゆ里 編著，中学校新教育課程の解説 技術・家庭，昭和52年，p. 10.
- 18) これらについては，例えば，有沢広己 監修，昭和経済史，昭和51年，第4編，pp. 369～456，を参照されたい。
- 19) 日本科学史学会 編，日本科学技術史大系・第5巻・通史5，1964年，pp. 545～50，参照。
- 20) 同上書，p. 549.
- 21) 拙稿，技術の本質と社会性，京都教育大学紀要 Ser. A, No. 45，昭和49年9月，所収；拙稿，技術科教育と技術論，同上誌，Ser. A, No. 49，昭和51年9月，所収；京都教育大学教育研究所技術科教育部会編，技術科教育の適定——技術論「意識的適用説」による学習指導の展開可能性の追求——，京都教育大学教育研究所所報，第24号，昭和52年10月，所収。

要約としては，拙稿，技術科教育の理想像の探求のために，文部省，広島大学教育学部東雲分校編，昭和51年度教員養成大学・学部教官研究集会技術科教育研究集録，昭和52年，所収。

Summary

This treatise is one of my fundamental analysis on the subject-education of 'Industrial Arts' in Japanese junior high school's curriculum.

The foundation of analysis on the subject-education is built by construction of cognition on the original nature of the subject and of comprehension on the educational essence of it. Cognition on the original nature of the subject is understanding evidently the genius that the subject takes charge of domain in the curriculum and comes out feature on the method of learning guidance. And comprehension on the essence of subject means bringing light on the essential existence which forms the nucleus of its contents. Latter also means understanding what is technique, so we must study 'pure theory of technique', as I already disputed in other treatise.

Now, cognition on the original nature of subject must not depend upon some abstract or ideal visions themselves, but the real beings. As the subject of 'Industrial Arts' is set by legal foundation of education, we must analyze the nature of it, agreeing with rule of reasons in correlating acts. This treatise is a study for this purpose, and I will show briefly my conclusion in next.

The subject of 'Industrial Arts' must has any character as vocational education which modern general education is desired in social situation. This mean of 'any character as vocational education' does not means 'classical vocational education for employment' or 'direct preparatory education for employment' (that means a narrow sense of vocational education), but education on rearing of basic practical abilities, scientific knowledges and attitude to vocation and industries as natures for member of the modern society.